

佐賀県警察証拠物件取扱保管要領の制定について（例規）

平成26年3月19日

佐本刑企発第71号

改正 平成26年12月佐本刑企発第250号・佐本鑑発第173号

◎ 概要

この要領は、犯罪捜査に関して押収した証拠物件の取扱い及び保管について必要な事項を定め、もって証拠物件の適正な管理を図ることを目的とする。